

消費者訴訟費用の貸付けに関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪市消費者保護条例（昭和51年条例第32号。以下「条例」という。）及び大阪市消費者保護条例施行規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に規定する訴訟費用の貸付けについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの決定)

第2条 規則第7条の規定により訴訟費用を貸付けること及び貸付額を決定したとき、又は規則第10条の規定により貸付金を追加して貸付けることを決定したときは消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定通知書（様式第1号）により通知することとする。

2 貸付申請に係る書類審査等の結果、訴訟費用を貸付けないことに決定した場合は、消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸付契約)

第3条 規則第9条第1項に規定する消費者訴訟費用貸付金貸付契約書は、別記様式第3号によるものとする。

(貸付金の返還の猶予)

第4条 規則第12条第2項に規定する貸付金の返還の猶予の申請があった場合、承認するには、消費者訴訟費用貸付金返還猶予承認通知書（様式第4号）により通知し、承認しないときには、消費者訴訟費用貸付金返還猶予不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(貸付金の返還の免除)

第5条 規則第13条第2項に規定する貸付金の返還の免除の申請があった場合、承認するには、消費者訴訟費用貸付金返還免除承認通知書（様式第6号）により通知し、承認しないときには、消費者訴訟費用貸付金返還免除不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第6条 規則第15条の規定により貸付金の貸付けの取消しを決定した場合は、消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定取消通知書（様式第8号）により通知し、貸付金を返還させるものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(様式第1号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用の（追加）貸付けについては、次のとおり貸付けることに決定したので通知します。

記

1 貸 付 決 定 額 円

2 貸付け決定額の内訳 円

(1) 裁判手続費用 円

(2) 弁護士費用 円

(3) 上記のほか訴訟に要する費用 円

3 貸 付 の 条 件

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター（企画調整）
電話 06-6614-7521

(表)

(様式第2号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付不承認通知書

令和 年 月 日
付けて申請のありました消費者訴訟費用の（追加）貸付け
については、次の理由により貸付けをしないことに決定しましたので通知します。

記

貸付けない理由

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I TM棟3階
大阪市消費者センター（企画調整）
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第3号)

消費者訴訟費用貸付金貸付契約書

貸主大阪市（以下「貸主」という。）と借主（以下「借主」という。）との間に、次とのおり契約を締結する。

（金銭の貸借）

第1条 貸主は、借主に対し消費者訴訟費用として、以下の条項の約定により金円を貸し付け、借主は、これを借り受ける。

（利息及び償還方法）

第2条 資金は、無利息とする。

2 借主は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した翌日から起算して6箇月以内に資金の全額を一括して返還するものとする。

3 貸主は、前項の規定にかかわらず、借主に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるとときは、貸付金の返還の期限を猶予することができる。

（使用目的）

第3条 借主は、当該貸付金を消費者訴訟に要する経費に使用しなければならない。

（連帯保証人）

第4条 連帯保証人は、本契約に基づき成立する借主の金銭消費貸借上の債務を借主と連帯して保証する。

（即時返還）

第5条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、貸主の請求により貸付金の全部又は一部を即時に返還しなければならない。

（1）正当な理由がなく、貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して3箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき

（2）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき

（3）虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき

（4）消費者訴訟費用貸付金貸付決定通知書に付した条件に違反したとき

（5）連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき

（6）当該貸付金に係る訴訟を取り下げたとき

（延滞金）

第6条 借主は、定められた返還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、当該返還期限の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年

7. 3パーセントの割合を加算した割合とする。

(届出事項)

第7条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を書面により貸主に届け出なければならない。

- (1) 当該貸付金に係る審級の訴訟が終了したとき
- (2) 当該消費者訴訟において、請求の内容を変更したとき
- (3) 借主の氏名又は住所の変更があったとき
- (4) 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更する必要があるとき

(訴訟の経過等の報告)

第8条 借主は、甲から当該貸付金に係る訴訟の進捗状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関する資料の提出又は説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(補足)

第9条 本契約に定めのない事項については、大阪市消費者保護条例及び大阪市消費者保護条例施行規則の定めによるものとする。

2 前項によっても定めがない事項で疑義が生じたときは、貸主・借主が協議して定める。

貸主と借主とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸 主 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 印

借 主 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

(様式第4号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還猶予承認通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の
猶予については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

貸 付 金	総 額	円
	返 還 期 限	令 和 年 月 日
返 還 猶 予	返還猶予金額	円
	令 和 年 月 日	円
	令 和 年 月 日	円
	令 和 年 月 日	円
	令 和 年 月 日	円

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I TM棟3階
大阪市消費者センター (企画調整)
電話 06-6614-7521

(様式第5号)

大市民消費第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

消費者訴訟費用貸付金返還猶予不承認通知書

令和 年 月 日
付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の
猶予については、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。
つきましては、返還期限までに貸付金を返還してください。

記

貸付金	総額	円
	返還期限	令和 年 月 日
承認しない 理由		

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター(企画調整)
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決がであったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第6号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還免除承認通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の免除については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

貸付金総額	円
返還免除決定額	円
返還額	円
返還期限	令和 年 月 日

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター(企画調整)
電話 06-6614-7521

(様式第7号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還免除不承認通知書

令和 年 月 日
日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還
の免除については、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。
つきましては、返還期限までに貸付金を返還してください。

記

貸付金総額	円
返還免除申請額	円
承認しない理由	

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター(企画調整)
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第8号)

大 市 民 消 費 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定取消通知書

令和 年 月 日付け（大市民消費第 号）で決定しました消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付けについては、取り消すことに決定しましたので通知します。
つきましては、次のとおり貸付金を返還してください。

貸 付 金 総 額	円
返 還 請 求 額	円
返 還 期 限	令 和 年 月 日
取 消 理 由	

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪市消費者センター（企画調整）
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。